

(様式1)



所管財第 58 号
平成22年10月 4日

所沢市監査委員	阿	部	武	志	様
同	小	野	民	夫	様
同	中	村		太	様
同	谷	口	桂	子	様

所沢市長 当摩 好子

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成18年3月31日付け所監第99号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名等	財務部 管財課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <p>普通財産（土地）の管理について 行政の公平性と透明性を確保し、また、貸付事務をより合理的に進めるため、普通財産の貸付にかかわる統一的な基準を検討されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>普通財産の貸付については、所沢市財産規則に規定されているもののほか、内規として「普通財産貸付料算定基準」を定めていました。</p> <p>普通財産の貸付については、他市の状況について調査し、統一的基準を設けるべく検討を行ってきました。</p> <p>これまでの貸付の状況については、公用又は公共用に供する利用目的以外への貸付は行なっていないことから、現状との整合性を図りつつ、貸付料の算定基準についてのみを定めていた「普通財産貸付料算定基準」を廃止し、貸付の範囲も含め、統一的な基準となる「所沢市普通財産貸付基準」を定めました。</p>	